

医療法人恵済会を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、医療法人恵済会を、平成27年10月13日付けで認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年10月14日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける医療法人恵済会の中川常務理事（右）



次世代認定マーク「くるみん」



医療法人恵済会の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年10月1日～平成27年9月30日までの5年間

2 行動計画の目標

- ① リフレッシュ休暇の取得率を95%以上にする。
- ② 女性従業員の育児休業取得率を75%以上にする。
- ③ 子の看護休暇の取得促進
- ④ 所定時間外労働の短縮促進

3 取組結果（上記2「行動計画の目標」について）

- ① 計画期間中の平均取得率は98%であった。
- ② 女性の育児休業取得率は100%であった。
- ③ 平成25年4月に休暇申出様式を変更し、子の看護休暇を取得しやすくした。
- ④ 平成22年10月より第2月曜日を「ノー残業デー」とし、ポスターにより掲示した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業を取得した期間について、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。
- ② 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。
- ③ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる時差出勤制度を設けている。
- ④ 子の看護休暇制度について、年間14日間取得できることとしており、また、取得した日の給与は有給としている。